

5 議事録

賃金室長

お待たせしました。令和2年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。

なお、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、私、賃金室の室長をしております、津田が司会進行を務めさせていただきます。

8月3日に開催されました第5回審議会において、埼玉労働局長からの特定最低賃金の改正決定の諮問を受けまして、特定最低賃金専門部会が設置されることとなり、各団体からの推薦により委員の任命をいたしました。

委員になられた方々には、あらかじめ席に任命通知書を置かせていただいております。御確認いただきたいと思っております。

本日の定足数の確認をさせていただきます。

非鉄金属、公益側、使側、労側、3名ずつ、全員9名の出席、同じく電子部品、輸送用機械、光学機械、自動車小売につきましても、各側3名ずつの合計9名、全員の出席となっております。どうも皆様ありがとうございます。

各専門部会とも委員の3分の2以上が出席されていることから、審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会は有効に成立されておりますことを御報告いたします。

なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴者はございませんでした。

大半の専門部会の委員の方々には、昨年に引き続き、今年度も委員をお願いしているところでございますが、今年初めて専門部会の委員になられた方のお名前を申し上げますので、御起立ください。よろしく申し上げます。

まず、労側から、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業から、近藤正人様。

近藤委員

近藤です。よろしく申し上げます。

賃金室長

使側から、輸送用機械器具製造業専門部会、金井浩様。

金井委員

金井でございます。どうぞよろしく申し上げます。

賃金室長

自動車小売業から2名、新たな専門部会の委員が出ておりまして、坂田秋雄様。

坂田委員 坂田です。よろしくお願ひします。

賃金室長 もう一名、野口雅之様。

野口委員 野口です。よろしくお願ひします。

賃金室長 以上4名の方が、新たな専門部会の委員となっております。続きまして、藤中労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

労働基準部長 埼玉労働局労働基準部長の藤中基之でございます。
本日は皆様、第1回特定最低賃金合同専門部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、御案内するまでもなく、地域別の最低賃金につきましては、全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットとしまして、必要な場合の審議、改正等につきまして、行政にその義務づけがされているところでございます。
一方で、特定最低賃金につきましては、関係労使のイニシアチブにより決定されることとなっております。
事務局におきましては、これらのことも十分に踏まえまして、必要な事務手続を行ってまいります。
また、日程上調整が困難なこともありまして、期日によりまして短期集中的な御審議をいただくことになろうかと存じます。
さらには、残暑厳しき折に併せ、コロナ禍での各委員の御健康の管理にも努めまして、埼玉で働く労働者、使用者のみならず、家族等全ての県民の方々の安心と安全に資するように、円滑な審議会の運営にしっかりと取り組んでまいります。
各委員の皆様方には、なお一層、御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

賃金室長 続きまして、特定最低賃金の専門部会ですが、先般9月1日に、埼玉県最低賃金が926円から928円ということで公示いたしました。が、埼玉地方最低賃金審議会の佐野会長から、御挨拶をいただきたいと思ひます。お願ひいたします。

佐野委員 委員の皆様には大変お世話になっております。ただいま御紹介いただきました、審議会会長の佐野勝正と申します。
皆様には、御多用なところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
地賃につきましては、今、賃金室長から、928円に決まったとい

う話を申し上げましたけれども、これから行うのは、いわゆる特定最賃という、今年度は、5業種につきまして、改正決定の諮問を受けて、このような形で専門部会を開催することになりました。

本年度は、新型コロナの影響を受けて、経済状況及び雇用環境が著しく悪化しており、地域最賃の審議にも例年にはない影響が生じております。

特定最賃においても、かかる状況でございますので、委員の皆様方には難しい審議をお願いするとは思いますが、特定最賃は、関係労使のイニシアチブの発揮により設定されるという性格がございますので、本年度もこれまでと同様、円滑かつ十分な審議をしていただき、できますならば、埼玉の恒例というか、慣例になっておりますので、全会一致で結審いただきますように、御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長

佐野会長、ありがとうございます。

次に、委員の御紹介ですが、皆様にはお手元の専門部会資料のNo. 1に、各専門部会委員名簿をお配りしておりますので、委員名簿の配付をもって御紹介に代えさせていただきます。

次に、事務局から御挨拶をさせていただきたいと思っております。賃金室長の津田と申します。よろしく願いいたします。

次に、賃金室の補佐をしております、飯田です。

室長補佐

飯田です。よろしく願いいたします。

賃金室長

賃金指導官をしております、富樫です。

賃金指導官

富樫です。よろしく願いします。

賃金室長

続きまして、配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

お手元に、ダブルクリップ付きの合同専門部会次第から始まります資料がございます。

つづりとしては、ホチキス留めでつづっているものとそうでない一枚物と、種類に応じてとじております。1から17まであるかどうかを確認していただきまして、落丁等ある場合は事務局にお申し出ください。

落丁等、特にございませんでしょうか。

次の議題1に移らせていただきます。議題1は、各部会長及び部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の準用規定に

よる同法第24条において、「公益委員の中から委員が選挙する」と規定されております。

この会議に先立って公益委員の皆様にご協議をいただいたところ、資料1のとおり、非鉄金属、部会長福田委員、部会長代理佐野委員。

電子部品、部会長福田委員、部会長代理佐野委員。

輸送用機械、部会長満木委員、部会長代理佐野委員。

光学機械、部会長鈴木委員、部会長代理土屋委員。

自動車小売、部会長土屋委員、部会長代理満木委員との御推薦がございました。

委員の皆様にお諮りをし、承認をいただきたいと思いますが、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長

ありがとうございます。

では、それぞれの部会長から御挨拶をいただきたいと思っております。まず、非鉄金属と電子部品に関しまして、福田委員から御挨拶をいただきたいと思っております。お願いします。

福田委員

福田と申します。日頃より大変お世話になっております。また、コロナの中、御参集いただきありがとうございます。

労使双方の御意向を十分伺った上で、何とかお互い譲歩し合って、できれば白丸で決着ができるように、微力ながら努力いたしますので、お力添えをいただければ大変ありがたく思います。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長

続きまして、輸送用機械から、部会長満木委員、お願いいたします。

満木委員

公益委員の満木と申します。昨年までに引き続き、輸送用機械の部会長をやらせていただきます。

今までと異なり、コロナの影響で非常に難しい審議をしていただくことになると思うのですが、労使のイニシアチブにより、円満にまとまることを心から願っております。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長

続きまして、光学機械の鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

初めましての方もいらっしゃると思います。光学機械等の専門部会の部会長を仰せつかりました、鈴木奈穂美と申します。

これまでの委員の先生方からもお話がありましたように、本当にコロナ禍で、かなり難しい審議ということが予想されますけれども、労

使のイニシアチブの下、白丸で決着することを願っております。

9月に連日でいろいろな委員会、部会が行われますけれども、ちょうど足元の悪い時期にもなりかねないんですよ、台風などが来ていて。自然災害とか、予測不能な状況もあるかと思っておりますけれども、極力、短期間の間で審議が進められますように、御協力いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長 自動車小売から土屋先生、お願いします。

土屋委員 自動車小売部会の部会長の土屋と申します。
労使の皆様様の御協力を得ながら、円滑かつ十分な審議となるよう努めますので、よろしく願いしたいと思っております。

賃金室長 例年、全体の議事進行は、各部会長の中から部会長代表を決めていただき、議事進行をお願いしているところでございます。
事前の打合せで、自動車小売の部会長であります土屋部会長に、部会長代表としての議事進行をお願いいたします。

土屋部会長代表 それでは、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思っております。
まず、本日の議事録の署名ですが、公益委員は私が、労働者側委員は柿沼委員、使用者側委員は廣澤委員をお願いいたします。
なお、本部会は、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項の規定により公開とし、議事録につきましても、同規程第8条により公開することといたします。
議題2ですが、公示に基づく関係労使の意見書です。
事務局から御説明をお願いします。

賃金室長 8月3日の第5回審議会において、各特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、同日から8月24日まで、特定最低賃金の改正について関係労使からの意見を求めたところ、意見の提出はありませんでした。

土屋部会長代表 それでは、議題3に移りまして、各特定最低賃金の改正決定についてです。
まず、次回の金額審議の開催日程について、確認をさせていただきたいと思っております。
お手元に資料No.2があるかと思いますが、各部会の次回の開催日程につきましては、事前調整によって、その資料のとおり日程(案)をお示ししているところでありますが、この日程で定足数が確保できるかどうか、最終確認をこの場でさせていただきたいと思っております。
なお、今後、急な御都合で来られなくなった場合は、事務局までお

知らせ願えればと思います。

では、順番に確認をさせていただければと思いますが、まず、非鉄金属の部会については、9月28日、月曜日、9時30分からということですが、この日程で御都合がつかない方、いらっしゃいましたら手を挙げていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

続いて、電子部品の次の部会は、9月15日、火曜日、9時半からということになってはいますが、この日程で御都合つかない方、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

次は、輸送用機械は、同じく9月15日、火曜日で14時からということですが、輸送用機械の委員の皆様で御都合つかない方は、いらっしゃらないですか。

続いて、光学機械は、9月24日、木曜日、9時30分からということですが、この日程で都合がつかない方はいらっしゃらないですか。

最後ですけれども、自動車小売の部会ですが、9月29日、火曜日、9時30分からということですが、この日程で大丈夫でしょうか。

使用者側委員でお一人、御都合がつかないということですね。定足数は満たしますので、その日程で自動車小売部会は開催したいと思います。

以上で、日程確認をさせていただきまして、次は事務局に、配付資料について御説明をお願いしたいと思います。

賃金室長

事務局から、配付資料について、概要等を御説明させていただきます。

まず、資料No. 1が、先ほど御説明させていただきました、今年度の各専門部会の委員名簿となっております。

資料No. 2が、今、調整させていただきました各専門部会等の開催日程（案）でございます。

10月1日に、案としましては第8回の本審が予定されておりますので、本審委員の方に関しましては、この日の出席をお願いしたいと思います。

また、異議申立てがあった場合については、10月19日を異議審の予定としております。

続きまして、資料No. 3は、専門部会の運営規程となっております。

資料No. 4は、令和2年7月27日に埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会への特定最賃の改正決定の必要性についての諮問文です。「記」の下に、五つの特定最賃が掲げてあります。

別表は、五つの特定最低賃金の改正決定の申出状況をまとめたものです。特定最低賃金ごとに適用労働者と申出日及び申出者の名前が書いてあります。協約覚書の適用労働者数及び機関決定労働者数が3分

の1を上回っていることから、諮問をさせていただきました。

続きまして、資料No. 5、7月31日付の埼玉地方最低賃金審議会から埼玉労働局長宛での、改正決定の必要性の有無についての答申文となっております。

資料No. 6が、8月3日付の埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会への、特定最賃の改正決定に関して調査審議をお願いする諮問文になっており、その諮問を受けて、本日の第1回の専門部会を開かせていただいております。

続きまして、資料No. 7になりますけれども、埼玉県の最低賃金の推移ということで、平成22年から令和元年までの特定最賃の時間額、引上額、引上率が記載されております。

なお、先ほど御説明させていただきましたように、埼玉県最低賃金に関しましては、9月1日公示になりましたので、928円、引上額2円、0.22%の引上率ということで記載させていただいております。

すみません、誤植がありました。令和元年が二つ続いておりますが、令和元年、一番右端は令和2年の間違いであります。失礼いたしました。

続きまして、資料No. 8になりますけれども、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果ということで、全国47都道府県の労働局において、この6月から7月にかけて、県内の事業所に対して賃金の調査をしております。

その賃金の調査を取りまとめた上で、今回は特定最賃の専門都会でするので、五つの業種区分ごとに賃金額の「引上げ額・引上げ率・影響率の早見表」というのを添付させていただいております。

例えば1ページ目をめくりますと、これは非鉄金属の944円から989円の影響率が分かるものとなっております。賃金構成がどうなっているかを時給単価に直して、配分をして、記載をしております。この影響率、例えば944円が2.2%というのは、944円未満が、調査した対象労働者の全体の2.2%に該当するということになっております。

さらに1枚開きますと、総括表がございます。一番左端に、時間当たりの所定内賃金額が書いてありまして、933、934、935と円単位で書いております。さらに、これを規模別と地域別、埼玉県の県北、県南の地域別、あとは年齢別の区分で、全体の分布がどのようになっているのかということが、これを見て分かる形になっております。

どの特定最賃の基礎調査結果に関しても、総括表がついておりまして、さらに、総括表は1と2に区分されております。3、4枚ほどめくりますと、総括表2というのがありますが、総括表2に関しましては、男女別の年齢別という区分けになっております。

それぞれの特定最賃の表紙に、この早見表が載っておりますので、賃金の金額の分布が分かる形になっておりますので、それぞれの専門部会の委員の方々は、審議をする上で、御自身の御担当となっている業種のところを参考に見ていただければと思います。

続きまして、資料No. 9になります。これは厚生労働省が発表しました、令和2年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況となっております。

ここの集計に関しまして、集計対象企業は、妥結額などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業321社の集計結果であります。

続きまして、資料10は、日本労働組合総連合会様のほうで発表していただいた、7月5日公表との比較で、最終回答集計ということで、妥結金額と、平均加重の金額と率が書いてあります。

資料No. 11は、日本経済団体連合会様のほうで公表していただいております、2020年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果となっております。

続きまして、資料No. 12ですけれども、令和2年7月分ということで、埼玉労働市場ニュースとなっております。

現在の雇用情勢は、求人の動きが弱く、求職が大幅に増加するなど、厳しさが見られる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意をする必要があるということで、有効求人倍率は前月よりも0.06ポイント低下の1.02、新規求人倍率は前月より0.07ポイント上昇の1.63倍ということになっております。

なお、この有効求人倍率と新規求人倍率は、いわゆる就業地別といって、埼玉県内を就業地とする求人数を用いて算出した季節調整値ということになっております。

1枚開きまして、その裏面には、雇用失業情勢なども出ておりまして、完全失業率が3.0%となっております。

なお、参考として全国の様態も記載されておりまして、全国は2.9%、有効求人倍率は1.08倍、新規求人倍率は1.72倍となっております。

続きまして、資料No. 13、毎月勤労統計調査といって、これは賃金の統計調査ですが、その6月分の結果確報ということになっております。

四角の括弧内を簡単に読み上げさせていただきます。

前年同月と比較して、現金給与総額は44万3,111円(2.0%減)となった。うち一般労働者が59万1,784円(2.9%減)、パートタイム労働者が10万5,233円(0.9%増)となり、パートタイム労働者比率が30.67%(0.64ポイント下落)となった。

なお、一般労働者の所定内給与は31万3,384円(0.2%減)、

パートタイム労働者の時間当たり給与は1,233円（5.8%増）となった。

共通事業所における現金給与総額は1.2%減となった。うち一般労働者が1.6%減、パートタイム労働者が前年同月と同水準となったということであります。

2枚目以降が、一般労働者とパートタイム労働者の賃金の動きが分かるような形でのグラフが掲載されております。

続きまして、資料No.14、さいたま市消費者物価指数ということになっておりまして、消費の状況がどういうことになっているのかを簡単に書いてあります。

概況を読み上げさせていただきますが、2020年（令和2年）7月分のさいたま市の消費者物価指数、2015年を平均100とした場合に、総合で101.4となり、前月から0.1%上昇し、同年同月から0.1%上昇した。

生鮮食品を除く総合指数は101.1となり、前月から0.1%下落、前年同月から変動がなかった。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は101.5となり、前月から0.1%下落し、前年同月から0.3%上昇したということになっております。

前月との比較の上で、総合指数が前月から0.1%上昇した内訳としては、「交通・通信」、「食料」などの上昇が要因となっているということでした。

また、前年同月との比較では、総合指数が前年同月から0.1%上昇した内訳を寄与度で見ると、「教養娯楽」、「食料」などの上昇や、「教育」などの下落が要因となっているということでした。

次に、資料No.15、埼玉県鉱工業指数、令和2年第2四半期についてですけれども、概要を読ませていただきますが、令和2年第2四半期、4月から6月の鉱工業指数は、生産が80.5で4期連続の低下、出荷は80.4で4期連続の低下となった。また、在庫は87.8で2期ぶりの低下、在庫率は116.6で4期連続の上昇となっているということでした。

2ページに、上昇・低下に寄与した主な業種と品目が書いてありまして、生産の上昇に寄与したものは、医薬品として化学工業、それから、フラットパネル・ディスプレイ製造装置などの生産用機械工業が寄与しておりました。また、低下としましては、輸送用機械工業、情報通信機械工業、印刷業、非鉄金属となっております。

また、出荷に関しましては、上昇が3業種、生産用機械工業、化学工業、その他製品工業、低下としましては20業種としまして、輸送用機械工業、非鉄金属、電子部品・デバイス、金属製品などが上げられております。

在庫に関しましては、上昇としまして10業種、電子部品・デバイス、パルプ・紙加工品、生産用機械工業や繊維工業、低下としまして10業種、電気機械工業、プラスチック、その他製品工業、金属製品工業などが上げられておりました。

続きまして、資料No.16、2020年7月の県内新車登録台数ということで、表が出ております。

登録自動車に関しましては、累計のところは82.5%ということで、1月からの累計を前年度比較で見たときには82.5%の数字ということでした。

資料17に関しましては、これは中古車の登録台数が記載されておりましたけれども、中古車に関しましては、前年同月比が、前年総数で104.7%、累計としましては96.4%ということでした。

以上、簡単ですが、資料の説明となります。

土屋部会長代表 　　ただいま事務局から資料について説明いただきましたが、委員の皆様から何か御質問等ありますでしょうか。ございましたら挙手してお知らせいただければと。

では、お願いします。マイクをお渡ししますので、ちょっとお待ちください。

あと、議事録作成上の都合がありまして、発言の際には、部会とお名前を冒頭に述べていただければと思います。

茂木委員 　　光学機械部会の使用者側委員の茂木でございます。

1点、御質問させていただきたいのですが、資料No.8について、これは昨年も御質問させていただいたのですけれども、基礎調査結果について、昨年も調査票を配付して、それを回収した数字が結構低いというふうに昨年聞いたのですが、その辺は解消されて、回収結果は上がったのでしょうか。その辺をお聞きしたいのですけれども。

賃金室長 　　昨年、この審議会場で、回収率について御質問を受けたかと思えます。今年度も、回収率向上ということで、行政のほうでは督促等に力を入れていたのですが、去年と同等ぐらいの回答率ということで、38.6%ということになっております。

茂木委員 　　昨年もお願いしたのですけれども、できれば調査対象事業所数が幾つあって、どのぐらいの回収の数字ですとか、そういった数字を入れていただけると、この基礎調査結果を見たときに、こういう調査なんだというのが分かって、そうすれば、これの結果は結構、審議する中で重要な資料になるので、これによって影響がある、影響がないというような、結構議論がされるのですけれども、それがどの程度の信憑

性のある資料ということ念頭に置いて議論しないと。だから大丈夫です、全く影響しませんという主張なのか、これはあくまでも参考の数字なので、このぐらいだったら影響しないんじゃないかということによって、議論は変わってくると思いますので、その辺も、一つは調査対象が増えるということに御努力いただきたいということと、やはり、その結果、表紙のところに、どの程度の回収率だったというのを書いておいていただければ、そういう調査だったのだということで、議論の参考資料として使えると思いますので、要望しておきたいと思います。

以上です。

土屋部会長代表　　今の御要望は、次回の部会で対応いただけますでしょうか。

賃金室長　　はい。次回の第2回の専門部会のほうで、表紙に、対象事業者数とか回収率を加えたものを、委員の皆様にご提示させていただきたいと思います。

失礼しました。ありがとうございます。

土屋部会長代表　　ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題3を終わりにしまして、次いで議題4に移ります。議題4はその他です。

まず、労使、公益、各委員の先生方から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長　　特に用意しているものはございません。

土屋部会長代表　　はい、分かりました。

それでは、これで全て議題が終わりということになりまして、次回開催予定の第2回特定最低賃金専門部会、先ほど日程確認をさせていただきましたけれども、について公開すべきかどうかですが、金額審議を予定しており、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるものと判断されますので、専門部会運営規程第7条及び第8条により、専門部会及び議事録は非公開といたしたいと思います。

各部会長はじめ委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋部会長代表 ありがとうございます。
それでは、これで第1回特定最低賃金合同専門部会を閉会といたします。